

処理方法の変更に伴うQ & A



処理方法の変更に伴い、皆さまからいただいたご質問をご紹介します。

Q 1 切断した衣類・布類はなぜ出せないのですか？

A 1 衣類・布類は発酵不適物となります。切断せずに資源回収（衣類）での分別にご協力をお願いします。

Q 2 灰は「もえるごみ」で良いですか？

A 2 少量の灰（たばこの吸い殻など）であれば、「もえるごみ」となります。必ず水で湿らせた状態で出してください。なお、大量の灰は搬入禁止物となります。

Q 3 ごみを直接搬入する場合は、小川地区衛生組合に搬入するのですか？

A 3 4月以降も従来どおり小川地区衛生組合への搬入となります。

Q 4 廃油（鉱物油など）は、「もえるごみ」で良いですか？

A 4 食用品以外の油は搬入禁止物となります。従来の小川地区衛生組合でも同様に搬入禁止となるので、専門業者などに依頼してください。

Q 5 ペットのトイレ用の砂は、「もえるごみ」で良いですか？

A 5 「もえるごみ」となります。

Q 6 下着類は、「もえるごみ」として出せないのですか？

A 6 原則は「衣類」となります。一度洗濯をしてから出してください。また他人に見られたくない場合などは「もえるごみ」として出すこともできます。

Q 7 食べられなくなった食品はどうすればいいのですか？

A 7 「食品を包装しているプラスチック（資源プラスチック）」と「食べられなくなった食品（生ごみ）」の分別をお願いします。

Q 8 「もえるごみ」の指定袋は使うことができなくなるのですか？

A 8 「もえるごみ」の指定袋は、処理工程で除去することができるので、今までどおり使用できます。

Q 9 汚れた雑巾（布類）は「もえるごみ」で良いですか？

A 9 布類は、発酵不適物となっていますので、「もえるごみ」では出すことができません。今後は小川地区衛生組合への直接持ち込みにより処理をお願いします。また鉱物油で汚れたものも同様に処理してください。

この他、分別について確認したい場合は、お問い合わせください。

また、処理施設の故障の原因になるなどの理由から混入を禁止する品目もあります。詳細については、広報11月号やホームページ、ごみカレンダーをご確認ください。

「粗大ごみ」は、小川地区衛生組合に直接持ち込みまたは戸別収集申請（有料）のいずれかの方法で適正に処理してください。

閉炉作業に伴う一般家庭の直接持ち込みの搬入停止について

4月1日から小川地区衛生組合ごみ焼却施設の閉炉作業に伴い、場内の一部の区域が使用できなくなるため、一般家庭のごみの直接持ち込みの搬入を停止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ・搬入停止期間 4月1日(金)～8日(金) ※土・日曜日は受付できません。
- ・作業内容 ピット内の清掃作業及び煙突の閉止作業など
- ・対象者 直接持ち込みするすべての方（集積場の収集は通常どおり実施します。）

※年度末や搬入停止期間解除後は、場内混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

問合せ 環境課 ☎62-0719

4月からもえるごみの分別方法が変わります

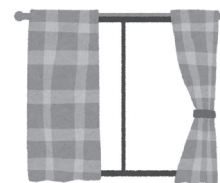
11月号広報に掲載したとおり4月から「もえるごみ」の分別方法が変わります。ごみカレンダーをよくご確認ください。4月から適切な分別をお願いします。

環境への配慮や既存焼却施設を改修するより安く「もえるごみ」の処理を行うために分別方法の変更を行います。皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

「もえるごみ」で出せなくなるものの例

カーテン、

じゅうたんなど



4月から
粗大ごみ

- ・ごみ集積場には出せません。
- ※小川地区衛生組合へ直接搬入または戸別回収（有料）
- ・30cm以内に切断しても「もえるごみ」では出せません。

衣類・布類



4月から
衣類（毎週火曜）

- ・30cm以内に切断しても「もえるごみ」では出せません。

カバンなど革製品



4月から
廃プラスチック（第1・3金曜）

- ・30cm以内に切断しても「もえるごみ」では出せません。

剪定枝など

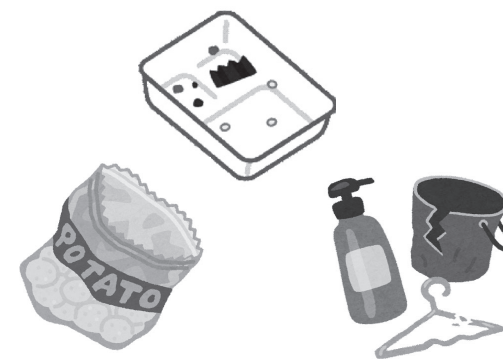


最長辺40cmを超えるもの

- ※現在は50cm以内
- ・30cm程度の束にして「もえるごみ」へ
- ※直径3cm、最長辺40cmを超える枝・木は粗大ごみ

「もえるごみ」に入れてはいけないもの

「もえるごみ」の処理方法が焼却からメタン発酵に変更するため、発酵不適物のプラスチック製品や布類は現在の分別方法に従って収集日に出すようお願いします。



資源プラスチック（毎週火曜）

- (例)
- ▶弁当容器
 - ▶お菓子の袋
 - ▶洗剤の容器
 - ▶レジ袋
 - ▶賞味（消費）期限切れの容器包装プラスチック
 - ※中身（食品）は「もえるごみ」で捨ててください。

廃プラスチック（第1・3金曜）

- (例)
- ▶小さなポリバケツ

「もえるごみ」で扱えるもの

次のものは、発酵不適物でも従来どおり「もえるごみ」で出すことができます。

- ▶紙オムツなどの衛生用品（汚物は除く）
- ▶アルミホイル、弁当などに使用するアルミ容器
- ▶生ごみをまとめるための袋（水切りネット等）
- ▶乾燥剤・カイロ・保冷剤
- ▶貝殻類